

給料等の支給に関する規則

平成27年 3月30日規則第38号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）による職員の給与の支給方法については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の適用を受ける職員の給料等の支給方法については、別に定めるもののほか、この規則の適用を受ける職員の例による。
- 3 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いについては次のとおりとする
 - (1) 給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）第6条の規定に基づきなされた承認は、この規則の規定によりなされたものとみなす。
 - (2) この規則の規定の適用にあたっては、大阪市での在職期間における休暇等の日数を通算する。